

◎新潟県告示第886号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課、新潟県村上地域振興局地域整備部及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年8月16日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 村上都市計画道路
- 2 名称 1・3・1号 新潟村上幹線道路
1・3・3号 荒川道路
3・4・25号 荒川乙線